

都市計画の原案の縦覧

足利佐野都市計画地区計画について、佐野市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成17年条例第195号。以下「条例」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。なお、条例第4条の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について市長に意見書を提出することができる。

令和6年11月12日

佐野市長 金子 裕

1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画高萩・越名地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

佐野市高萩町、越名町及び鎧塚町の各一部

3 縦覧場所

佐野市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和6年11月12日（火）～11月26日（火）

（土・日曜日は除く）

5 意見提出期間

令和6年11月12日（火）～12月3日（火）

（土・日曜日は除く）